

平成 27 年度

定期監査報告書

浜田市監査委員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象部課	1
第3	監査の範囲	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の結果	2
1	地域政策部	
(1)	政策企画課	2
(2)	まちづくり推進課	2
(3)	地域プロジェクト推進室	3
2	財務部	
(1)	財政課	3
(2)	税務課	4
(3)	徴収課（ふるさと寄附推進室）	4
3	健康福祉部	
(1)	地域医療対策課	4
4	市民生活部	
(1)	環境課	5
5	弥栄支所	
(1)	防災自治課	5
(2)	市民福祉課	6
(3)	産業建設課	6

6	三隅支所	
(1)	防災自治課	7
(2)	市民福祉課	7
(3)	産業建設課	7
7	教育部	
(1)	教育総務課	8
(2)	学校教育課（学力向上推進室）	8
(3)	生涯学習課	9
(4)	中央図書館	9
(5)	青少年サポートセンター	9
(6)	文化振興課	10
(7)	分室（金城、旭、弥栄、三隅）	10
8	上下水道部	
(1)	管理課	10
(2)	工務課	11
(3)	下水道課	11
第7	総括意見	11

平成27年度 定期監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項による定期監査

第2 監査の対象部課

監 査 対 象 部 課		期 間
地域政策部	政策企画課、まちづくり推進課、地域プロジェクト推進室	平成27年9月8日から 平成27年10月21日まで
財 務 部	財政課、税務課、徴収課（ふるさと寄附推進室）	平成27年9月8日から 平成27年10月20日まで
健康福祉部	地域医療対策課	平成27年9月8日から 平成27年10月21日まで
市民生活部	環境課	平成27年9月8日から 平成27年10月21日まで
弥 栄 支 所	防災自治課、市民福祉課、産業建設課	平成27年11月5日から 平成27年12月21日まで
三 隅 支 所	防災自治課、市民福祉課、産業建設課	平成27年11月5日から 平成27年12月22日まで
教 育 部	教育総務課、学校教育課（学力向上推進室）、生涯学習課、中央図書館、青少年サポートセンター、文化振興課、金城分室、旭分室、弥栄分室、三隅分室	平成27年12月17日から 平成28年2月22日まで
上下水道部	管理課、工務課、下水道課	平成27年12月17日から 平成28年2月19日まで

※ 機構の名称等については、平成27年4月1日現在のものである。

第3 監査の範囲

平成27年度歳出（主に契約、補助金及び交付金）、平成27年度歳入（窓口現金も含む）、平成26年度旅費の事務手続及び指定管理者モニタリングレポート

第4 監査の期間

平成27年9月8日から平成28年2月22日まで

監査期間は定期監査実施通知日から本監査実施最終日としている。

第5 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行を重点的に検査することとし、

併せて合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼とし、抽出により関係書類を監査するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

なお、主に歳出では補助金等交付事務、業務委託契約事務、工事請負費（随意契約変更分及び特命随意契約）及び出張命令事務等、歳入では使用料及び手数料についてを対象とした。

第6 監査の結果

提出された監査資料、起案書等を検査したところ、財務事務を主体とした事務執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部において改善や検討が必要な事項が認められた。

また、事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員からの説明の聴取において指摘したため記述を省略する。

なお、法第199条第12項により、本定期監査の結果に基づき、または参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

1 地域政策部

(1) 政策企画課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 契約事務について

随意契約の相手方の選定について、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領では、有資格者の中から選定することを基本方針とし、市長が特別な事由があると認めた場合に限り、有資格者以外の者から選定することができる、と規定されている。有資格者でない者を相手方とする契約の起案文を作成する際には、相手方を選定する理由とともに、有資格者でない者との契約理由についても明示するよう改善されたい。なお、資格については、総務課において随時登録することができるため、既に登録手続を行い正当な有資格者がいることを考慮し、契約前に登録手続を行うことがより適切な事務と考える。

また、契約書類に予定価格調書のないものが見受けられた。見積調書に金額の記載はあるが、契約規則に基づき作成するよう改善されたい。

(2) まちづくり推進課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) まちづくり総合交付金について

交付申請書の添付書類について、担当者が金額等の訂正を行い受付し交付決定しているものが見受けられた。前年度の繰越金の調整が必要な場合に多く、申請書受付の際に、申請者に説明を行い訂正しているとはいえ本来適切ではないと考える。来年度以降の交付金要綱の見直しを検討してい

るということであったが、申請書類についても市民が作成しやすい様式となるよう配慮する必要がある。

前回の監査実施時点においては浜田自治区のまちづくり推進委員会の未設立が多い状況であったが、3年経過し、24団体から28団体に増加していた。市全域で見ると地域差はあるものの、地域の実情に合った事業を実施し、フォーラム等を開催し他団体の活用事例を知ることによって事業の充実に努めている。今後さらに地域の活性化につながる事業が拡大するよう努められたい。

(イ) 県立大学の市内出身入学者について

島根県立大学の平成27年4月入学者に浜田市出身者がいなかったことについて、所管課であるまちづくり推進課から説明を受けた。

大学の入学試験に係る制度の変更が主な要因であり、推薦入学の申込期限が早まったことにより高等学校からの願書提出が出しにくかったことが大きな原因と思われ、県内他市の入学者についても減少している状況が分かった。しかし県立大学へは市から1名常駐で職員を派遣し相互協力して地域振興に努めているところである。定住促進の面からも市内入学者が少ないことはマイナスであり、人口流出の原因ともなるため、県立大学と協議を十分行い、入学者の増加に向け努力されたい。

(3) 地域プロジェクト推進室

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 契約事務について

随意契約の相手方の選定について、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領では、有資格者の中から選定することを基本方針とし、市長が特別な事由があると認めた場合に限り、有資格者以外の者から選定することができる、と規定されている。有資格者でない者を相手方とする契約の起案文を作成する際には、相手方を選定する理由とともに、有資格者でない者との契約理由についても明示するよう改善されたい。

なお、資格については、総務課において随時登録することができるため、既に登録手続を行い正当な有資格者がいることを考慮し、契約前に登録手続を行うことがより適切な事務と考える。

2 財務部

(1) 財政課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 補助金交付申請書等様式の整備について

補助金等交付規則において、申請書等の様式が定められているが、交付申請書及び実績報告書には、目的、成果目標等を記載する欄がなく事後の

効果測定が困難であり、成果、効果を達成する必要性の補助事業者等への意識づけも希薄となっていると考えられるため、様式への項目の追加について検討されたい。統一的な様式を規定することにより、各補助金を相対的に評価できる仕組みづくりが可能と考える。

(2) 税務課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 契約事務について

予定価格が50万円を超える業務委託の契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものとし、競争見積による随意契約を行っていた。第1号による随意契約は業務委託の場合、予定価格が50万円を超えないものが対象となるため、入札による相手方の選定が適正となる。ついては、契約規則に基づき適正に契約相手方の選定を行うよう留意されたい。

(3) 徴収課（ふるさと寄附推進室）

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 徴収率の向上について

平成25年度から2年間の試行を経て一定の成果があったと認め、今年度からコールセンター業務を浜田市シルバー人材センターへ委託している。業務の対象としては現年分の新規滞納者を主とし、徴収率の向上を目的に実施しているところである。前年と比べ、口座振替の推進の影響もあるが滞納者が減少しているということであった。これまでのところ効果を感じているということだが引き続き費用対効果も検証しながら徴収率の向上に努められたい。

また、差押え物件のインターネット公売の実施やタイヤロックによる自動車差押の導入、コンビニ収納実施、口座振替申込書のハガキ化、また徴収指導員を配置し高額・困難案件への対応を強化するなど徴収率の向上へ向け様々な手法が取り入れられている。今後も県や税務署と連携を強化し、効果的な徴収へつながる取組に努められたい。

3 健康福祉部

(1) 地域医療対策課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 行政財産使用料について

大麻診療所敷地に係る行政財産使用料について、許可の起案を確認したところ、普通財産の有償貸付に関する取扱要綱及び健康長寿課起案（平成16年度）の決裁文書（部長決裁）による普通財産貸付に係る減免の規定を適用し減免としていたが、普通財産に関する規定を行政財産に適用することは適当ではない。行政財産使用料条例の減免規定は「他の地方公共団体

その他の公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用及び公益事業の用に供するため使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」となっている。貸付けの相手方は公共的団体には当たらないため、免除とすべき理由を明示し、市長が特別の理由があると認めるときとして市長決裁を受ける必要がある。担当課においては根拠となる規定の整合性、市長が認める場合の理由は第三者から見て説得力があるものとなっているか再度確認の上、適切な取扱いをされたい。

なお、「市長が特に必要と認めた」減免の決裁は単件ごとの市長決裁（財務部長、財務部次長合議）となっており、また、浜田市公有財産規則第20条（使用許可の手続）により行政財産の使用を許可しようとするときは、「行財政改革推進課長に合議しなければならない」とされていることに留意されたい。

4 市民生活部

(1) 環境課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 三隅霊園の使用について

新たに三隅霊園を整備し使用者の募集をしたところ、想定していた件数の3分の1の申込という結果となっている。三隅霊園の設置については、事前に市民にアンケート調査を実施し、使用申込みを希望する回答数を参考に設置数を決定し募集を行っている。使用料等の負担については、笠柄霊園、竹迫霊園と同様の設定料金としている。再度使用の募集を行う際には、周辺環境の良さや管理費の説明を行うとともに全区画が利用となるよう努力されたい。

(イ) 電気使用料の積算について

浜田市火葬場の自動販売機設置に係る電気料の請求額に誤りが見られ是正を求めた。当該自動販売機については専用の電気メーターがあり、電気利用料を施設全体の電気料を元に計算し設置者へ請求を行っている。誤りについては、請求額を算定する際の計算用ファイルへの入力誤りによるものであった。請求する際は複数で積算内容を確認し、誤りのないよう努められたい。なお、過請求分については既に納付者へ還付している。

5 弥栄支所

(1) 防災自治課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 浜田市地域づくり振興事業補助金について

当該補助金交付要綱第5条の補助金額等の規定によると、補助対象経費

の額は、他の助成を受ける場合においてはその額を控除した額とする、とされているが、同じ申請者から同じ内容を補助対象とする浜田市弥栄自治区住みよい集落づくり事業補助金の補助額を補助対象経費に含め金額を決定していた。補助対象経費から控除しないこととする理由があれば交付決定及び交付確定の起案文に明示し、交付要綱に沿った補助金交付となるよう改善されたい。

また、補助金額について、集会所施設、関連設備等整備事業は1,000円未満の端数を切り捨て、防犯灯設置事業は円単位の金額としているが要綱にその旨の記載はない。他の補助金と同様に要綱に明示すべきと考える。

(2) 市民福祉課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 窓口現金の取扱について

老人憩いの家使用料の現金について、公民館事務と供用の金庫で保管し、つり銭も供用している。供用の金庫での収入金の管理に当たっては、公民館の使用料との区別を明確にし、現金の保管が適切に行われるよう配慮されたい。

(3) 産業建設課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) ふるさと体験村浴槽循環ろ過装置部品取替工事について

工事契約の場合必要とする監督員及び検査員の任命が行われておらず、完成検査後の検査員による復命書の作成がなかった。ついては、契約規則に基づき工事請負契約に適した事務を行うよう改善されたい。なお、市外の事業者を見積の相手方として選定する際には、浜田市建設工事入札参加者指名基準に基づき、起案に選定を必要とする理由を明示するよう留意されたい。

(イ) 弥栄村定住化住宅建築資金利子助成金について

利子の助成に当たり、助成対象者の納税状況を調査し、滞納のないことを確認して助成金を交付しているが、納税状況を確認することについての同意の書面がなかった。浜田市税の滞納に対する行政サービスの制限措置要綱では、滞納者に対し、市が単独で実施する補助金、助成金及び利子補給金の交付の提供を制限するとされ、対象事業は市長が別に定めるとし、納税状況の確認については申請の際、書面により同意を得ることとなっている。そのため、規則等において滞納がないことを条件とすることを明示し、書面により同意を得るよう改善されたい。

なお、制限する補助金等については、徴収課がとりまとめ、市ホームページへ掲載している。

6 三隅支所

(1) 防災自治課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 行政財産の使用許可について

浜田市公有財産規則第 20 条（使用許可の手続）により、許可しようとするときは、行財政改革推進課長に合議しなければならない、と規定されているが、起案文に合議のないものが見受けられた。については、規則に基づき適切な決裁処理を行うよう改善されたい。

(2) 市民福祉課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 行政財産の使用許可について

浜田市公有財産規則第 20 条（使用許可の手続）により、許可しようとするときは、部長又は支所長の決裁を受けなければならない、また、行財政改革推進課長に合議しなければならない、と規定されているが、課長決裁、また行財政改革推進課の合議のないものが見受けられた。については、規則に基づき適切な決裁処理を行うよう改善されたい。

(3) 産業建設課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 行政財産の使用許可について

浜田市公有財産規則第 20 条（使用許可の手続）により、許可しようとするときは、行財政改革推進課長に合議しなければならない、と規定されているが、起案文に合議のないものが見受けられた。については、規則に基づき適切な決裁処理を行うよう改善されたい。

(イ) 契約事務について

予定価格が 50 万円を超える業務委託の契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号によるものとし、競争見積による随意契約を行っていた。第 1 号による随意契約は業務委託の場合、予定価格が 50 万円を超えないものが対象となるため、入札による相手方の選定が適切となる。

内容を確認したところ、設計内容を見直し 50 万円未満となっていたものを、当初の設計金額のまま起案しており、実際は 50 万円未満の委託内容であったと説明があった。起案文の内容については十分確認の上起案し、上位者は内容が契約規則に基づいたものとなっているか確認されたい。

また、予定価格調書が綴られていないものが見受けられた。契約報告の合議の際には必要書類が漏れていないか確認されたい。

(ウ) 補助金交付に係る市税の納付状況の確認について

市税を滞納している者は補助の対象としない、と交付要綱で定める補助金について、申請者の完納証明書を公用で交付依頼し添付していたが、交付決定通知後や確定通知後の日付の証明書が見受けられた。

説明によると、交付決定時に所管課へ口頭で滞納がないことを確認し、後日公用の証明書の交付を依頼し綴っているとあったが、交付決定を伺う際の証明となるものではない。また、補助金等交付に係る納税の確認については、徴収担当課において、文書により照会を受付け、確認後に回答を行う手法がとられているため、納税確認の方法の見直しを検討されたい。

なお、市税の滞納がないことを交付要件とする補助金等については、徴収課がとりまとめ、市ホームページへ行政サービスを制限するものとして補助金等の名称及び事業概要を掲載しているため、漏れのないよう掲載されたい。

7 教育部

(1) 教育総務課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 行政財産の使用許可について

教育委員会では、所管する施設については、教育財産として整理していると説明があった。浜田市公有財産規則第 20 条では、許可しようとするときは、部長又は支所長の決裁を受け行財政改革推進課長に合議しなければならない、と規定があり、また、第 22 条では、教育委員会が教育財産の使用の許可にあたりあらかじめ市長に協議しなければならない場合が規定されている。

教育部各課の使用許可の起案文や許可書を確認したところ、部長決裁のものと課長決裁のもの、行財政改革推進課の合議のあるものとないもの、市長名の許可書により許可しているものと教育長名の許可書となっているものとあり、統一した事務処理がされていなかった。補助執行に関する規則等も含め考え方を示し、部内において使用許可の統一した手続が行われるよう指導するとともに要領等を作成し周知されたい。

(2) 学校教育課（学力向上推進室）

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 補助金決定に係る決裁区分について

500 万円を超える補助金の交付決定の決裁が部長決裁であるところ、課長決裁となっているものが見受けられた。正しい決裁区分となるよう起案の際には留意されたい。

(3) 生涯学習課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 使用料の収入票について

使用料の収入票が未決裁のまま綴られていた。収入票を会計課から受け取った後は速やかに内容を確認し決裁するよう改善されたい。

(イ) 行政財産の使用許可について

使用料の計算に誤っているものが見られ是正を求めた。使用料の額は行政財産使用料条例第3条に定められている。今後は複数で積算内容を確認し、誤りのないよう努められたい。

(ウ) 浜田市野球場埋設ガス管取替工事について

工事請負は建設業法の規定により契約書の作成は省略することができないが、請書による契約を行っていた。内容を確認したところ、件名を修繕とするところ工事としており、修繕のため請書による契約とした、と説明があった。工事の場合と少額の修繕の場合とでは、随意契約できる金額、契約の方法が異なるため起案の際には十分留意されたい。

(4) 中央図書館

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 行政財産使用料の減免について

浜田市行政財産使用料条例第6条の使用料の減免の規定では、他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用及び公益事業の用に供するため使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる、とされている。

また、管理職必携では、特に明確な規定のない「市長が特に必要と認めた」減免の決裁は、単件ごとの市長決裁（財務部長、財務部次長（財政課長）合議）とされているが、館長決裁により減免としている。については、適切な決裁区分による起案とするよう改善されたい。

(5) 青少年サポートセンター

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 補助金の使途の確認について

補助事業の収支決算書の支出内容に、茶菓子代等を含むものが見受けられた。事業実施上、飲食代の支出を認める場合については、過度な支出となっていないか十分内容を精査し、他の収入財源がある場合は、補助金充当額を明示にする等、補助金の使途を明確にするよう努められたい。

(6) 文化振興課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 指定管理施設の協定書について

所管の指定管理施設に係る管理運営に関する協定書に収入印紙の貼付があり確認したところ、協定書締結後に指定管理所管課から収入印紙は貼付不要と周知があったため、次回の協定書には貼付しない、と説明があった。

指定管理は「請負」ではなく「委任」にあたるため、収入印紙の貼付は不要と考える一方で、他市のガイドラインにおいては、税務署が非課税文書であると見解を示していないことから印紙税の取扱いは必要に応じて個別に確認する必要がある、とされている。次回の協定締結の際には、適切な事務となるよう留意されたい。

(7) 分室（金城、旭、弥栄、三隅）

ア 改善等を要する事項及び意見

特になし

8 上下水道部

(1) 管理課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 行政財産の使用許可について

浜田市公有財産規則第 20 条（使用許可の手続）により、許可しようとするときは、行財政改革推進課長に合議しなければならない、と規定されているが、起案文に合議のないものが見受けられた。については、規則に基づき適切な決裁処理を行うよう改善されたい。

また、携帯基地局の使用料積算について他課の同様の施設の積算方法と異なる規定を元に積算されている。同種の施設に係る使用料の積算は市で統一するべきと考える。

(イ) 工業用水道事業会計の人件費の計上について

工業用水道事業会計において負担とする 3 名の人件費負担について、会計処理の考え方の説明を求めた。工業用水道事業開始時（旧三隅町）に料金設定に関する説明資料の中で、3 人の人員配置で国及び中国電力株式会社の下承を得てスタートし、現在に至っている。3 人の携わる業務は、工業用水道事業に特化しているわけではないが、反対に 3 人以外で工業用水道事業に携わっている職員もおり、それぞれの業務に携わる割合に応じて支出すれば事務が煩雑となる。

また、逆に 3 人を 100% 工業用水道事業の業務だけに携わせることとすると他の業務に支障が出ることになるため、例えば 30 人役のうち、10 分

の 1 を工業用水道事業の業務とすれば、3 人の人件費を 100% 支出するものと考えている。独立採算制の趣旨から必要とする人件費の負担となるよう今後考えていく、と説明があった。人件費負担については、現在検討されている水道料金に影響する重要な事項となるため、負担の正当性及び根拠について明確にし、適切な会計処理が行われるよう留意されたい。

(2) 工務課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 契約の相手方の選定について

随意契約の工事請負契約について、有資格者でないものとの契約が見られた。随意契約を含め、市が発注する建設工事の相手方は、建設工事等競争入札参加者選定要領及び建設工事指名競争入札参加者指名基準の規定により、入札参加資格のある者から選定することとなっている。契約の相手方選定の際は、工事種別ごとの資格者の中から選定するよう改善されたい。

(3) 下水道課

ア 改善等を要する事項及び意見

(ア) 公営企業会計への移行について

平成 32 年 4 月から公共下水道事業については公営企業会計への移行を予定し、今後準備を行うと説明があった。資産の管理を含め、職員は複式簿記の知識が必要となるため、国の動向に注目し、情報収集や知識の習得に努められたい。

第 7 総括意見

1 起案内容の確認について

随意契約の起案文において、予定価格が 50 万円未満のものの適用する根拠条文を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号とするところ、第 2 号とするなど、記載の誤りが引き続き多く見受けられた。経理担当課においては、所管課の起案の記載誤りがあれば合議の際に訂正を求め指導を図られたい。

また、起案用紙の決裁日、施行欄、情報提供欄及び文書分類欄の記載漏れや記載誤りが散見された。特に伺文書においては、決裁日がその意思決定日を示す重要な日付となるため漏れのないよう留意されたい。

2 契約書の収入印紙について

契約書に貼付けの収入印紙について、必要であるが貼付けのないものや金額が不足しているものが見受けられた。印紙税が課される文書について貼付していない場合、たとえ印紙税が課されることを知らず収入印紙を貼り忘れた場合であっても、納付しなかった印紙税の額の 3 倍（自主的に申し出たと

きは 1.1 倍) の過怠税が課されることになっている。相手方の契約書の保管は市となり、正当な印紙が貼られていない場合、市が容認したとも受け取れるため、経理担当課は契約締結時に貼付けの有無、金額が相当か確認し、事業課においても契約報告の合議の際は契約内容とともに、適切な契約書となっているかどうか確認されたい。

3 物品役務等有資格者名簿の随時登録について

浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領では物品調達等に係る競争入札に参加する者又は随意契約における見積者に必要な資格及びその審査並びに入札参加者の選定その他必要な事項が定められており、契約の相手方の選定については、次のとおり規定されている。

第11条 入札参加者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 有資格者の中から選定する。
- (2) 主たる営業所(本店)を浜田市内に有する者(以下「市内業者」という。)を優先して選定する。ただし、業務の性質、規模等により市内業者を選定することが困難又は適当でない場合は、この限りでない。
- (3) 当該会計年度における選定状況及び発注予定を勘案し、選定が特定の有資格者に偏しないよう留意する。

第12条 政令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約の相手方については、前条の規定を準用して選定する。ただし、1件10万円未満の物品調達等についてはこの限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、政令第167条の2第1項第1号から第7号までの規定に基づく随意契約の相手方については、市長が特別な事由があると認めた場合に限り、有資格者以外の者から選定することができる。

上記の規定に基づき、目的達成のため有資格者以外の者を選定する際には、相手方選定の理由とともに、有資格者以外の者を選定する特別な事由についても明示し、起案する必要がある。

また、有資格者以外の者との契約については、同要領第3条第2号に随時審査の規定があり、必要に応じて資格審査を随時行い有資格者名簿へ登録している。

契約に当たっては、資格者名簿への登録申請等所要の日数が必要となる場合を勘案して準備を行い、契約関係規則等に基づき、適正な手続を行うよう留意されたい。

4 行政財産の使用許可について

浜田市公有財産規則第20条では、使用許可の手続として、次のとおり規定されている。

公有財産管理者は、第18条の規定により行政財産の使用を許可しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により、部長又は支所長の決裁を

受けなければならない。この場合においては、行財政改革推進課長に合議しなければならない。

- (1) 台帳記載事項並びに許可しようとする部分及び数量
- (2) 使用許可の適否及びその理由
- (3) 使用期間及び使用条件
- (4) 使用料の額及びその算定の根拠
- (5) 使用料を減免しようとするときは、その理由又は根拠
- (6) 予算額及び収入科目
- (7) その他参考となる事項

許可に係る決裁内容及び許可書の記載事項を確認したところ、統一されていない状況が見られた。

年間の許可については、使用料積算のための固定資産評価額を前年の金額を適用している場合と、当年度の金額を適用している場合とがあり、許可を3月中に決定し通知を行っているもの、4月以降に決定し通知を行っているもの、また、歳入調定は4月1日起票が適当と考えるが、請求する日付等に起票しているものがあり、事務処理が異なっていた。財産を所管する行財政改革推進課においては、許可に係る事務要領を各課へ周知し、事務の統一化を図られるよう指導されたい。

5 指定管理者モニタリングレポートについて

平成26年度指定管理者モニタリングレポートの記載内容を確認したところ、一部に記載誤りが見受けられたが、それぞれ定められた様式により、施設ごとに指定管理者へのヒアリング、実地調査等を行い、評価、検証し、規定の様式により作成されていた。

様式については見直しが行われ、施設の設置目的や運営実績が前年度比較できるよう改められている。評価としては、適正、良好に管理運営されているという結果が多く、改善事項として計画的な維持修繕、更なる経費節減、利用者増加のための努力を求めている内容が多く見られた。併せて、安全管理や緊急時の対応など危機管理体制のチェックが図られている。引き続き、モニタリング実施要領に規定する、重大な事故や事件の発生、指定管理者が実施する事業や組織の破綻等リスクの回避、公共サービス水準の低下や不適切な管理運営を防ぐこと等のため十分検証し、効果的な施設管理が運営されるよう努められたい。